（横浜海上保安部が運用する本牧船舶通航信号所及び同保安部が行う情報の提供等の方法に関する告示の一部改正）

第五条　横浜海上保安部が運用する本牧船舶通航信号所及び同保安部が行う情報の提供等の方法に関する告示（平成二十七年海上保安庁告示第百四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			
（保安部が運用する信号所）			
第三条　保安部が運用する信号所の呼出名称、位置及び業務開始年月日は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。			
一　（略）			
二　位置　神奈川県横浜市（北仲通）（北緯三十五度二十七分二秒東経百三十九度三十八分十四秒）			
三　（略）			
別表（第七条関係）			
方法	方法の詳細	使用言語	実施時期
（略）	（略）	（略）	（略）
電話	○四五―二二五―九一三二 ○四五―二二五―九一三四 ○四五―二二五―九一三五	日本語又は英語	適時
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

改正前			
（保安部が運用する信号所）			
第三条　保安部が運用する信号所の呼出名称、位置及び業務開始年月日は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。			
一　（略）			
二　位置　神奈川県横浜市（本牧ふ頭）（北緯三十五度二十六分二十秒東経百三十九度四十一分二十三秒）			
三　（略）			
別表（第七条関係）			
方法	方法の詳細	使用言語	実施時期
（略）	（略）	（略）	（略）
電話	○四五―六二一―五九五七	日本語又は英語	適時
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

別表（第七条関係）

方法	方法の詳細	使用言語	実施時期
（略）	（略）	（略）	（略）
電話	○四六―八四三―八六二二 ○四六―八四三―八六二三 ○四六―八四三―八六二四	日本語又は英語	適時
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

別表（第七条関係）

方法	方法の詳細	使用言語	実施時期
（略）	（略）	（略）	（略）
電話	○四五―二二五―九一三二 ○四五―二二五―九一三四 ○四五―二二五―九一三五	日本語又は英語	適時
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この告示の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第三条の規定　平成二十九年十月二十三日

二　第五条の規定　平成二十九年十月二十六日

三　第一条の規定　平成二十九年十月三十日

四　第二条の規定及び第四条中東京湾海上交通センターが運用する観音埼船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示第四条第二項の改正規定（「東京十三号地」を「東京十号地」に改める部分に限る。）　平成二十九年十一月八日

五　第四条（前号に掲げる規定を除く。）の規定　平成二十九年十二月一日